平成２４年（フ）第１９７号
神戸市垂水区神陵台６丁目３番５―193号、従前の住所神戸市垂水区神田町２番36号　梅本ビル
債務者　浦垣　智成
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３号
神戸市兵庫区楠谷町14番５号
債務者　社領　貴子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
神戸市北区甲栄台３丁目１番27―44号
債務者　中尾　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４５号
広島市安佐南区祇園７丁目２番22号　ニューシティ青木202
債務者　豊田　武司
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
山梨県都留市四日市場651番地２
債務者　髙部　慶子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
長野県松本市野溝木工２丁目１番６号　トキワレジデンス201号
債務者　安達　賢一
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１５号
岐阜県高山市山田町1630番地11
債務者　田口　広美（申立時の姓萩田）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
三重県四日市市川北１丁目10番４号
債務者　渡邉佑里鹿（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
三重県四日市市楠町南川149番地３　雇用促進住宅１―110
債務者　合田　康秀
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
三重県員弁郡東員町笹尾西４丁目29番９、前住所三重県桑名市大字森忠1083番地　フォレスト202号
債務者　吉丸　昌和
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
兵庫県尼崎市神田南通４―100―５、住民票上の住所兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目27番地サンライフオカモト302号
債務者　竹下　勝則
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
兵庫県芦屋市大東町18番６―502号、前住所兵庫県芦屋市大東町18番６―409号
債務者　桑下雅之こと　桒下　雅之
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７１号
兵庫県尼崎市七松町１丁目19番16号　ジョンメゾン七松21号、住民票上の住所兵庫県尼崎市大西町１丁目２番20号　大塚マンション413号
債務者　竹林乃衣子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市富安２丁目38番地　サンコーポ阿部201号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南３丁目14番１号
債務者　濵橋　伸一
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅５棟422号
債務者　長添　正晴
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９８号
宮崎市吉村町江田原甲284番地１　江田原ハイツ101号
債務者　河野　澄江
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６２号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割15番地36
債務者　浅沼　周子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部